

共同代表および運営委員の選出に関する規則

2014年2月9日全国協議会で可決
最終改定2014年11月16日
緑の党グリーンズジャパン規則第4号

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第4条および第25条に基づき、この政党の会員の参加を最大限保障し、共同代表および運営委員（以下、「代表等」という。）が適正に選出されるために必要な事項を定めることを目的とします。

(選出の基本的考え方)

第2条 規約第4条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して代表等の選出を実施します。

- 2 結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、代表等それぞれについて半数以上が女性となるようにします。
- 3 性別については性自認に基づく自己申告によるものとします。

(選挙管理委員会)

第3条 代表等選挙に関する事務全般を管理するため、全国本部に選挙管理委員会（以下「選管」という）を置きます。

- 2 選管は、任期1年の委員5人以内によって構成します。選管委員は、地域代表協議会が指名することとします。ただし、代表等に就任する意思のある者、また候補者の推薦人になろうとする者は選管委員になることはできません。
- 3 選管委員長は、委員の互選によって決定します。

(投票資格者)

第4条 代表等選挙に関して投票をすることができる者（以下「投票資格者」という）は、この政党の会員とします。

(投票資格者名簿登録)

第5条 会員は、投票資格者名簿に登録をされることにより、代表等選挙の投票を行うことができます。運営委員会は、任期満了による代表等選挙の場合は、任期の終わる日の40日前に、任期途中の欠員による代表等選挙の場合は公告日の7日前までに、会員の投票資格者名簿への登録を行い、選管に提供します。

(公告)

第6条 代表等の任期満了による代表等選挙の公告

は、任期の終わる日の前50日以内に行います。

- 2 任期途中で共同代表2名または運営委員の1/3が欠けた場合に行う代表等選挙は、別途選管が定める方法に基づき、代表等が欠けた日から60日以内に行います。
- 3 代表等選挙の公示日および投票日・開票日は、地域代表協議会で定め、選管が公告します。

(候補者届け出)

第7条 代表等選挙の候補者（以下「代表等候補者」という）となることができる者は、任期満了による代表等選挙の場合は、任期の終わる日の60日前に会員であるものとし、任期途中の欠員による代表等選挙の場合は投票資格者とします。

- 2 代表等候補者は、代表等選挙の公示日までに、投票資格者20名以上（本人を除く）の推薦状を添えて、選管に届け出ることとします。
- 3 選管は、代表等候補者が届出た場合には、公示します。

(候補者の抱負)

第8条 代表等候補者は、政策及び党運営に関する方針などの抱負を明らかにし、選管が定める方法によって投票資格者に知らせることとします。

(投票)

第9条 代表等選挙は、代表等候補者に対する投票資格者による投票により行います。

- 2 会員の投票は総会での投票および事前投票（郵送、事務所への持参および海外在住者のメール）とし、投票券は選管から有権者の住所地に送付します。事前投票の具体的な方法については、選管の定めるところによることとします。
- 3 定員（代表選挙：4人、運営委員選挙：10人）以内の何人の候補者に投票しても良いこととします。
- 4 選管は、投票及び開票にあたって、投票資格者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければなりません。

(代表選挙の開票)

第10条 代表選挙の開票は、選管の監督の下に行うこととします。

- 2 選管は、代表候補者が得た得票数を合計し、有効投票総数の過半数を得た代表候補者の中で、女性が半数以上となる上位のもの4名を共同代

表当選者と決定し、全会員に報告しなければなりません。

- 3 5名以上の代表候補者が立候補している場合であって、有効投票総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、選管はその旨を地域代表協議会に報告し、地域代表協議会において取り扱いを協議、決定します。

(運営委員選挙の開票)

第11条 運営委員選挙の開票は、選管の監督の下に行うこととします。

- 2 選管は、運営委員候補者が得た得票数を合計し、有効投票総数の過半数を得た運営委員候補者の中で、女性が半数以上となる上位のもの10名を運営委員当選者と決定し、全会員に報告しなければなりません。
- 3 11名以上の運営委員候補者が立候補している場合であって、有効投票総数の過半数を得た運営委員候補者がいない場合には、選管はその旨を地域代表協議会に報告し、地域代表協議会において取り扱いを協議、決定します。

(選挙の無効宣言)

第12条 選管は、投票資格者の確定において重大な瑕疵があった場合及び、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合には、選挙の無効を宣言することができることとします。

- 2 前項の宣言は、地域代表協議会の承認を得た後、効力を発生することとします。
- 3 第1項の宣言が効力を発生した場合には、選管は、改めて代表等選挙を行わなければなりません。

(不服申立て)

第13条 本規則による代表等選挙の手續に関して不服がある立候補者および投票資格者は、事実を記した書面をもって、選管に対して申立てをすることができることとします。ただし、不服の申し立てができるのは、選管による選挙結果の発表から2週間以内とします。

- 2 前項の申立てがあった場合は、選管は速やかに審査を開始し、必要な措置を決定しなければなりません。
- 3 選管の処分に対しては、不服を申立てることができないものとします。

附則

この規則は、2014年2月9日から実施します。

この規則は、2014年11月16日から実施します。